

特殊詐欺事件の発生について

1 認知日

令和8年9月11日（金）

2 発生日

令和8年4月11日（土）午後0時から

同 年9月1日（火）午前10時30分ごろまでの間

3 被害品

現金合計4,583万2,000円

4 被害者

和歌山県田辺市内居住の60歳代男性

5 状況

本年4月11日、被害者がインターネットをしていたところ、投資に関する広告が表示され、退職金を増やそうと思い、広告をクリックして個人情報を入力しました。

4月13日ごろ、スマートフォンに「+44」から始まる電話番号から電話があり、出局すると、会社の職員を名乗る男から「金や石油関連の仮想通貨を買えば絶対に儲かる。」と言われました。

被害者は相手に言われるがまま、投資をするためのアプリや、メッセージアプリをインストールし、相手からメッセージアプリの通話機能で指示されて暗号資産アカウント4つを作成し、それぞれの暗号資産取引所に現金合計4,583万2,000円を入金し、暗号資産に交換しました。

その後、投資した現金が利益を含めて1億円以上になりましたが、家族から「詐欺ではないか。警察に言った方がいい。」と言われ、9月1日午前10時30分ごろに、警察署に相談した結果、警察官から詐欺の手口であると言われたことや、投資した暗号資産が現金化できないことから、詐欺だと気付いたものです。

6 その他

詐欺電話の遮断には「国際電話利用休止申込み」や「警察庁推奨アプリ」の利用が大変効果的です。

詳しくは「#みんとめ」を検索、または最寄りの警察署にお問い合わせください。

万が一、知らない番号から電話を受けた場合はすぐに通話を切り、相談無料の

『ちょっと確認電話』 0120-508（これは）-878（わなや）
に確認してください。